



平成 30 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 豊 和 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 権 藤 淳
(コード番号 8559 福証)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 合 企 画 部 長 浜 野 法 生
(TEL 097-534-2611)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社豊和銀行(頭取 権藤 淳)(以下「当行」といいます。)は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 100 回定時株主総会に単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件につきましては、D種優先株主様に係る種類株主総会の目的事項とすることを併せて決議しております。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しており、その移行期限は平成 30 年 10 月 1 日とされております。

当行は、福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するため、単元株式数を変更いたします。

また、B種優先株式、D種優先株式およびE種優先株式についても、その権利に変動が生じないようにするため、普通株式と同様に単元株式数の変更を行うものです。

(2) 単元株式数の変更の内容

当行の普通株式、B種優先株式、D種優先株式およびE種優先株式の単元株式数を、いずれも 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件および変更予定日

平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 100 回定時株主総会およびD種優先株主様に係る種類株主総会により、下記「2. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも決議されることを条件とし、平成 30 年 10 月 1 日をもってその効力が発生するものといたします。なお、単元株式数の変更の効力発生に先立ち、平成 30 年 9 月 26 日をもって、福岡証券取引所における売買単位は 100 株に変更されることとなります。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載した普通株式の単元株式数の変更後においても全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上 50万円未満)を維持することを目的として、普通株式について 10 株を 1 株に併合いたします。また、あわせてD種優先株式およびE種優先株式についても当行定款(現行)第 12 条の 4 第 7 項および第 12 条の 5 第 8 項に基づき、

10株を1株に併合する株式併合（以下普通株式、D種優先株式およびE種優先株式の株式併合をあわせて「本株式併合」といいます。）を実施いたします。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式、D種優先株式およびE種優先株式

②併合の方法・比率

普通株式、D種優先株式およびE種優先株式のいずれについても、平成30年10月1日をもって、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主さまの所有株式数を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 (平成30年3月31日現在)	普通株式	59,444,900	株
	D種優先株式	16,000,000	株
	E種優先株式	7,997,000	株
株式併合により減少する株式数	普通株式	53,500,410	株
	D種優先株式	14,400,000	株
	E種優先株式	7,197,300	株
株式併合後の発行済株式総数	普通株式	5,944,490	株
	D種優先株式	1,600,000	株
	E種優先株式	799,700	株

④株式併合の影響

本株式併合により、普通株式、D種優先株式およびE種優先株式の発行済株式総数はいずれも10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、各株式の1株あたりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、普通株式、D種優先株式およびE種優先株式のいずれについても、株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、当行が一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の当行株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	普通株式 4,023名 (100.00%)	普通株式 59,444,900株 (100.00%)
	D種優先株式 1名 (100.00%)	D種優先株式 16,000,000株 (100.00%)
	E種優先株式 652名 (100.00%)	E種優先株式 7,997,000株 (100.00%)
10株未満 所有株主	普通株式 70名 (1.74%)	普通株式 277株 (0.00%)
	D種優先株式 0名 (0.00%)	D種優先株式 0株 (0.00%)
	E種優先株式 0名 (0.00%)	E種優先株式 0株 (0.00%)
10株以上 所有株主	普通株式 3,953名 (98.26%)	普通株式 59,444,623株 (100.00%)
	D種優先株式 1名 (100.00%)	D種優先株式 16,000,000株 (100.00%)
	E種優先株式 652名 (100.00%)	E種優先株式 7,997,000株 (100.00%)

(注) 上記株主構成を前提として、本株式併合を行った場合、10株未満の株式をご所有の普通株主さま70名（所有株式数の合計277株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、本株式併合の効力発生前に「単元未満株の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

3,470万株

本株式併合に伴い、当行の発行可能株式総数を現行の3億3,000万株から3,470万株に減少いたします。

なお、会社法第182条第2項に基づき、本株式併合の効力発生日である平成30年10月1日に、定款第6条(発行可能株式総数)に規定する発行可能株式総数が、現行の3億3,000万株から3,470万株に変更されたものとみなされます。

(6) 株式併合の条件

平成30年6月28日開催予定の第100回定時株主総会およびD種優先株主様に係る種類株主総会により、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも決議されることを条件といたします。

(7) 各優先株式に係る取得価額および下限取得価額の調整

当行のB種優先株式、D種優先株式およびE種優先株式に係る発行要項上、当行が株式の併合を行う場合、各々の優先株式に係る取得価額および下限取得価額等は、当該発行要項の定めに従って調整されることとなりますが、当該調整後の取得価額および下限取得価額等は、現時点では確定しておりません。当該調整後の取得価額および下限取得価額等が確定次第、お知らせいたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

①上記「2. 株式併合」に記載した本株式併合による普通株式、D種優先株式およびE種優先株式の発行済株式総数の減少を勘案して、当行定款第6条に規定される普通株式、D種優先株式およびE種優先株式の発行可能種類株式総数を変更するとともに、発行可能株式総数を変更するものです。

また、「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、現行定款第8条に規定される当行の全ての種類の株式の単元株式数を100株に変更するものです。

なお、上記変更につきましては、本株式併合の効力発生日である平成30年10月1日をもって、その効力が発生するものとする附則を設けます。本附則は、平成30年10月1日をもって削除するものといたします。

②平成29年7月31日にA種優先株式を全株消却したため、同株式に係る規定を削除するものであります。また、この削除に伴い条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

(2) 定款の一部変更の内容

定款の一部変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第5条 (省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>3億3千万株</u> とし、普通株式、 <u>A種優先株式</u> 、 <u>B種優先株式</u> 、 <u>D種優先株式</u> 及び <u>E種優先株式</u> の発行可能種類株式総数は、それぞれ、 <u>3億6千万株</u> 、 <u>6百万株</u> 、 <u>3百万株</u> 、 <u>1千6百万株</u> 及び <u>8百万株</u> とする。	第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>3千4百70万株</u> とし、普通株式、 <u>B種優先株式</u> 、 <u>D種優先株式</u> 及び <u>E種優先株式</u> の発行可能種類株式総数は、それぞれ、 <u>3千6百万株</u> 、 <u>3百万株</u> 、 <u>1百60万株</u> 及び <u>80万株</u> とする。

現行定款	変更案
<p>第7条 (省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当銀行の単元株式数は、全部の種類株式について <u>1,000株</u>とする。</p> <p>第9条～第12条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p><u>(A種優先株式)</u></p> <p>第12条の2 当銀行の発行するA種優先株式の内容は次のとおりとする。</p> <p><u>(A種優先配当金)</u></p> <p>1 当銀行は、第38条に定める期末の剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式の払込金額に3.50%(平成19年3月31日に終了する事業年度に係る期末の剰余金の配当の場合は、年率3.50%に基づき払込期日から平成19年3月31日までの間の日数(初日と最終日を含む。)につき1年を365日とする日割計算により算出される割合とし、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。)を乗じた額の金銭(以下「A種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該事業年度において第4項に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p><u>(非累積条項)</u></p> <p>2 ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p><u>(非参加条項)</u></p> <p>3 A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p><u>(A種優先中間配当金)</u></p> <p>4 当銀行は、第39条に定める中間配当を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払う。</p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>5 当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき1,000円の金銭を支払う。A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p><u>(議決権)</u></p> <p>6 A種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p>7 法令に別段の定めがある場合を除き、当銀行が会</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当銀行の単元株式数は、全部の種類株式について <u>100株</u>とする。</p> <p>第9条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においても、A 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u> <u>(株式の併合又は分割等)</u></p> <p><u>8 法令に別段の定めがある場合を除き、A 種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A 種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u> <u>(取得条項)</u></p> <p><u>9 当銀行は、当銀行取締役会が定める日（ただし、平成 29 年 4 月 1 日以降の日に限る。）をもって A 種優先株式の全部又は一部を取得することができ、これと引換えに、A 種優先株式 1 株につき 1,000 円の金銭を交付するものとする。当銀行が A 種優先株式の一部を取得する場合は、取得する A 種優先株式はあん分比例の方法により決定し、あん分比例によれない部分については抽選により決定するものとする。</u> <u>(譲渡制限)</u></p> <p><u>10 A 種優先株式を譲渡により取得することについては当銀行取締役会の承認を要する。</u></p> <p>(B 種優先株式) <u>第 12 条の 3 当銀行の発行する B 種優先株式の内容は次のとおりとする。</u></p> <p>1～8 (省略) (取得条項)</p> <p>9 当銀行は、B 種取得請求期間中に取得請求のなかった B 種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会が定める日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに、B 種優先株式 1 株の払込金額相当額を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付する。普通株式の時価とは、一斉取得日に先立つ 20 取引日目に始まる 15 取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、平均値の計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。ただし、当該平均値が B 種取得請求期間の末日において有効な B 種取得価額の 70% に相当する額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）（以下「下限一斉 B 種取得価額」という。）を下回るときは、B 種優先株式 1 株の払込金額相当額を下限一斉 B 種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとし、当該平均値が B 種取得請求期間の末日において有効な B 種取得価額の 100% に相当する額（以下「上限一斉 B 種取得価額」という。）を上回るときは、B 種優先株式 1 株の払込金額相当額を上限一斉 B 種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。また、一斉取得日までに当銀行が D 種優先株式を第 12 条の 4 第 10 項に定める普通株式を対価とする取得条項により取得した場合には、B 種優先株式 1 株の払込金額相当額を下限一斉 B 種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。交付すべき普通株式数の算出において 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条に従いこれを取り扱う。</p>	<p>(B 種優先株式) <u>第 12 条の 2 当銀行の発行する B 種優先株式の内容は次のとおりとする。</u></p> <p>1～8 (現行どおり) (取得条項)</p> <p>9 当銀行は、B 種取得請求期間中に取得請求のなかった B 種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会が定める日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに、B 種優先株式 1 株の払込金額相当額を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付する。普通株式の時価とは、一斉取得日に先立つ 20 取引日目に始まる 15 取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、平均値の計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。ただし、当該平均値が B 種取得請求期間の末日において有効な B 種取得価額の 70% に相当する額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）（以下「下限一斉 B 種取得価額」という。）を下回るときは、B 種優先株式 1 株の払込金額相当額を下限一斉 B 種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとし、当該平均値が B 種取得請求期間の末日において有効な B 種取得価額の 100% に相当する額（以下「上限一斉 B 種取得価額」という。）を上回るときは、B 種優先株式 1 株の払込金額相当額を上限一斉 B 種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。また、一斉取得日までに当銀行が D 種優先株式を第 12 条の 3 第 10 項に定める普通株式を対価とする取得条項により取得した場合には、B 種優先株式 1 株の払込金額相当額を下限一斉 B 種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。交付すべき普通株式数の算出において 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条に従いこれを取り扱う。</p>

現行定款	変更案
<p>(D種優先株式) 第 12 条の 4 当銀行の発行するD種優先株式の内容は次のとおりとする。 1～10 (省略)</p> <p>(E種優先株式) 第 12 条の 5 当銀行の発行するE種優先株式の内容は次のとおりとする。 1～11 (省略)</p> <p>(優先順位) 第 12 条の 6 A種優先株式、B種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。</p> <p>第 13 条～第 40 条 (省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(D種優先株式) 第 12 条の 3 当銀行の発行するD種優先株式の内容は次のとおりとする。 1～10 (現行どおり)</p> <p>(E種優先株式) 第 12 条の 4 当銀行の発行するE種優先株式の内容は次のとおりとする。 1～11 (現行どおり)</p> <p>(優先順位) 第 12 条の 5 B種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。</p> <p>第 13 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p>(効力発生日) 第 1 条 第 6 条および第 8 条の変更は、平成 30 年 10 月 1 日をもって効力を生じるものとし、同日をもって本附則を削除する。</p>

(注) 上記定款第 6 条 (発行可能株式総数) の変更のうち、当行の発行可能株式総数の変更につきましては、会社法第 182 条第 2 項に基づき、本株式併合の効力発生日である平成 30 年 10 月 1 日に変更されたものとみなされます。

(3) 定款一部変更の条件

平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 100 回定時株主総会およびD種優先株主様に係る種類株主総会により、上記「1. 株式併合」に関する議案および上記(2)の定款の一部変更に関する議案がいずれも決議されることを条件といたします。

4. 日程

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 30 年 5 月 15 日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成 30 年 6 月 28 日 (予定) |
| (3) D種優先株主様に係る種類株主総会決議日 | 平成 30 年 6 月 28 日 (予定) |
| (4) 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成 30 年 10 月 1 日 (予定) |
| (5) 本株式併合の効力発生日 | 平成 30 年 10 月 1 日 (予定) |
| (6) 定款の一部変更の効力発生日 | 平成 30 年 10 月 1 日 (予定) |

以 上

本件に関する問合せ先 総合企画部 <small>さいしよ</small> 税所、工藤 TEL 097 (534) 2608

(ご参考)

株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。

今回当行では、普通株式、D種優先株式およびE種優先株式のいずれについても、10株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 2. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位を変更することです。これに伴い、当行の普通株式については、証券取引所での売買単位も変更されます。

今回当行では、単元株式数および証券取引所での売買単位を、1,000株から100株に変更いたします。

Q 3. 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当行は上場会社として、この趣旨を尊重し、当行の普通株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、当行普通株式について10株を1株に併合する株式併合を行うことといたしました。

また、あわせて、D種優先株式およびE種優先株式についてもその権利に変動が生じないようにするため、普通株式と同様に単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株を1株に併合する株式併合を行うことといたしました。

Q 4. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、理論上は、株主さまがご所有の当行株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は株式併合前の10分の1になる一方で、1株あたりの純資産額は株式併合前の10倍になるからです。また、株式併合後の1株あたりの株価についても、理論上は、株式併合前の10倍になります。

Q 5. 受取配当金額はどうなりますか。

A 5. 株主さまが所有する当行株式数は株式併合により10分の1になりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して1株あたり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主さまの受取配当金額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 6. 株主さまの株式併合後のご所有株式数は、平成 30 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。

また、議決権数は株式併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主さまのご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式相当数
例 1	3,000 株	3 個	300 株	3 個	なし
例 2	1,500 株	1 個	150 株	1 個	なし
例 3	333 株	なし	33 株	なし	0.3 株
例 4	1 株	なし	なし	なし	0.1 株

- (1) 例 2 および例 3 では単元未満株式（効力発生後において、例 2 は 50 株、例 3 は 33 株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買増し制度、または買取り制度をご利用できます。
- (2) 例 3 および例 4 において発生する端数株式相当分（例 3 は 0.3 株、例 4 は 0.1 株）につきましては、当行が一括して処分し、その売却代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- (3) 例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主さまが開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当行株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 7. 1 株未満の端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し制度、または買取り制度を利用いただくことにより、株式併合に伴い 1 株未満の端数株式が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、株主さまがお取引されている証券会社か、証券会社に口座をつくられていない場合は後記の当行株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 8. この機会に単元未満株式の処分をしたいのですが。

A 8. 単元未満株式の買取り（1 単元に満たない株式を当行が買取る）のお申し出は、お取引の証券会社または後記の当行株主名簿管理人において受け付けております。現在の単元株式数（1,000 株）での買取りのご請求は平成 30 年 9 月 25 日（火）まで、新しい単元株式数（100 株）での買取りのご請求は効力発生日以降となります。

Q 9. 株式併合後でも単元未満株式が生じます。買取りをしてもらえますか。

A 9. 株式併合後においても、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、株主さまがお取引されている証券会社か、証券会社に口座をつくられていない場合は後記の当行株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q10. 株式併合や単元株式数の変更に伴い、株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A10. 特に必要なお手続きはございません。

Q11. 株式の売買停止期間はありますか。

A11. 売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、現在の売買単位株式数（1,000株）でのお取引は平成30年9月25日（火）までとなります。平成30年9月26日（水）から新しい売買単位である100株単位でのお取引となり、株価も平成30年9月26日（水）より株式併合の効果が反映されたものとなります。

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点は、お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）までお問い合わせください。

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話番号 0120-288-324

受付時間 平日9:00～17:00（土日・祝祭日を除く）